

一 交渉の進捗ノヲニト述バタレニ  
勞働者側ヨリ

飽迄ニ割値上ノ強調シタルカ両者間折衝ノ結果結局一割三分値上ニ交渉纏マリ其ノ他ハ左記條件ノ如ク午後三時圓満解決セリ(覺書ニ依成ヒス)

記

ハ 浴場ヲ設置スルコト

洗面所ヲ完備スル

ニ 私傷ノ場合健康保険金ノ立替ノコト

會社ニ於テ立替シ難

三 公傷ノ場合四半(日給)支給ノコト

會社ニ於テ支給スル

四年ニ回定期昇給ノコト

薪負制度ナルヲ以テ定期昇給シ難シ

五年ニ回定期昇給支給ノコト

毎決算期毎ニ其ノ期間中日給額總計ノ百分ノ五程度ニ職  
工ノ成績ニヨリ獎勵金トシテ支給ス但シ會社ノ成績ニヨ  
リ配當全年一割ヲ極下シタルトキハ相當ノ減額シナス(成  
和會ト合採)

六 皆勤賞英ヲ復活ノコト

研究スル

七日給迄單價ニ割値上ノコト

日給ハ從前通り薪負單價一割三分値上スル

八 實務九時間制ノ實施

從前通り實務十時間トス

九 退職手當法ノ復舊

昭和十一年十二月三十一日在職スル職工ニシテ採用後二  
年ヲ超過シ死亡又ハ退職シタルトキハ左ノ區別ニヨリ馬